

議案第66号

逗子文化プラザ市民交流センター条例の一部改正について

逗子文化プラザ市民交流センター条例の一部を次のように改正する。

平成30年11月2日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子文化プラザ市民交流センター条例の一部を改正する条例

逗子文化プラザ市民交流センター条例（平成26年逗子市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「午前9時から午後9時まで」を「次に掲げる時間」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 月曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで
- (2) 日曜日 午前9時から午後6時まで

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

逗子文化プラザ市民交流センターの開館時間の変更により経費の削減等を図ることに伴い、改正の要あるため提案する。